

建築物省エネ法に係る手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）に関する手数料を川崎市手数料条例で定めております。

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料（建築物省エネ法第29条）及び
建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定手数料（建築物省エネ法第36条）
※建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料については、申請建築物が複数棟の場合、1棟当りの手数料の合算

ア 住戸のみの認定の場合

(ア) 一戸建て住宅

認定申請に係る建築物の住戸の面積	評価手法	ア. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合	イ. 登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書が添付されている場合	ウ. ア又はイ以外の場合
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
200㎡未満	性能基準	4,900円	4,900円	34,000円
200㎡以上		4,900円	4,900円	38,000円
200㎡未満	仕様基準	4,900円	4,900円	17,000円
200㎡以上		4,900円	4,900円	19,000円

(イ) 共同住宅等の住戸

共同住宅等の住戸を認定する場合、認定申請手数料は同時に申請する住戸の総数の区分に応じて次の金額となる。

認定申請に係る建築物の住戸数	評価手法	ア. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合	イ. 登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書が添付されている場合	ウ. ア又はイ以外の場合
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
1戸	性能基準	4,900円	4,900円	34,000円
2戸以上 5戸以下		9,600円	9,600円	69,000円
6戸以上 10戸以下		16,000円	16,000円	97,000円
11戸以上 25戸以下		27,000円	27,000円	140,000円
26戸以上 50戸以下		45,000円	45,000円	200,000円
51戸以上 100戸以下		81,000円	81,000円	280,000円
101戸以上 200戸以下		130,000円	130,000円	380,000円
201戸以上 300戸以下		160,000円	160,000円	500,000円
301戸以上		170,000円	170,000円	590,000円
1戸	仕様基準	4,900円	4,900円	17,000円
2戸以上 5戸以下		9,600円	9,600円	33,000円
6戸以上 10戸以下		16,000円	16,000円	48,000円
11戸以上 25戸以下		27,000円	27,000円	71,000円
26戸以上 50戸以下		45,000円	45,000円	110,000円
51戸以上 100戸以下		81,000円	81,000円	160,000円
101戸以上 200戸以下		130,000円	130,000円	230,000円
201戸以上 300戸以下		160,000円	160,000円	290,000円
301戸以上		170,000円	170,000円	340,000円

イ 建築物全体の認定の場合

建築物全体の認定の場合、認定申請手数料は共同住宅等の住宅部分の総戸数と、共同住宅等の共用部分・非住宅部分それぞれの床面積に応じて、表から算出した金額の合計となる。

(ア) 住宅部分 住戸の総数に応じて次の表から金額を算出。

認定申請に係る建築物の住戸数	評価手法	ア. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合	イ. 登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書が添付されている場合	ウ. ア又はイ以外の場合
		1棟当り	1棟当り	1棟当り
1戸	性能基準	4,900円	4,900円	34,000円
2戸以上 5戸以下		9,600円	9,600円	69,000円
6戸以上 10戸以下		16,000円	16,000円	97,000円
11戸以上 25戸以下		27,000円	27,000円	140,000円
26戸以上 50戸以下		45,000円	45,000円	200,000円
51戸以上 100戸以下		81,000円	81,000円	280,000円
101戸以上 200戸以下		130,000円	130,000円	380,000円
201戸以上 300戸以下		160,000円	160,000円	500,000円
301戸以上		170,000円	170,000円	590,000円
1戸	仕様基準	4,900円	4,900円	17,000円
2戸以上 5戸以下		9,600円	9,600円	33,000円
6戸以上 10戸以下		16,000円	16,000円	48,000円
11戸以上 25戸以下		27,000円	27,000円	71,000円
26戸以上 50戸以下		45,000円	45,000円	110,000円
51戸以上 100戸以下		81,000円	81,000円	160,000円
101戸以上 200戸以下		130,000円	130,000円	230,000円
201戸以上 300戸以下		160,000円	160,000円	290,000円
301戸以上		170,000円	170,000円	340,000円

(イ) 共用部分 床面積に応じて次の表から金額を算出する。

認定申請に係る建築物の共用部分	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合又は共用部分の設計一次エネルギー消費量が計算されていない場合	左記以外
	1棟当り	1棟当り
300㎡未満	9,600円	110,000円
300㎡以上 2,000㎡未満	27,000円	180,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	81,000円	280,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	130,000円	360,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	160,000円	430,000円
25,000㎡以上のもの	200,000円	500,000円

(ウ) 非住宅部分 床面積に応じて次の表から金額を算出する。

認定申請に係る建築物の 共用部分	評価方法	登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が交付する適合証が添付されている場合	左記以外
		1棟当り	1棟当り
300㎡未満	主要室入力法	9,600円	230,000円
300㎡以上 2,000㎡未満		27,000円	370,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満		81,000円	530,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満		130,000円	650,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満		160,000円	770,000円
25,000㎡以上のもの		200,000円	870,000円
300㎡未満	モデル建物法	9,600円	87,000円
300㎡以上 2,000㎡未満		27,000円	150,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満		81,000円	240,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満		130,000円	310,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満		160,000円	370,000円
25,000㎡以上のもの		200,000円	440,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定手数料（建築物省エネ法第31条）

（工事着手予定時期及び完了予定時期に係る変更を除。）

ア 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定済計画」という。）のみの申請の場合
認定申請手数料の半額（複数棟の場合は、変更のある棟に限る。）

イ 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分がある申請の場合

認定申請手数料の半額（複数棟の場合は、変更のある棟に限る。）＋（1）で算定した認定申請手数料

(3) 建築基準関係規定適合審査を申し出た場合の認定手数料及び変更認定手数料（建築物省エネ法第30条第2項）

建築基準関係規定適合審査を申し出て、認定申請又は変更認定申請をする場合の手数は、（1）（2）により算定した一住戸当たりの認定手数料又は変更認定手数料に確認申請手数料を加算した金額となります。

【建築基準関係規定適合審査を申し出た（変更）認定手数料】

＝ [上記認定申請手数料又は変更認定申請手数料] ＋ [確認申請の手数料]